

第19回浜中町農業委員会総会議事録

1 日 時 令和4年3月28日(月) 午前10時00分

2 場 所 浜中町役場茶内支所 会議室

3 出席委員 12名

1番 嵯 峨 弘 巳

2番 押 切 秀 志

3番 橋 場 和 幸

4番 篠 原 弘

5番 百 々 栄 二

6番 山 下 康 紀

7番 谷 口 正 明

8番 宮 崎 義 幸

9番 新 井 功 仁 恵

10番 妹 尾 伸 二

11番 阿 部 栄 子

12番 白 川 英 之

4 出席職員 3名

事務局長 渡 部 直 人

農政係長 内 村 和 樹

農地係 長 島 宇 哉

5 議 事

- | | | |
|--------|---------|---|
| 日程第 1 | | 総会成立報告 |
| 日程第 2 | | 開会 |
| 日程第 3 | | 議事録署名委員の指名 |
| 日程第 4 | | 会期の決定 |
| 日程第 5 | | 会務報告 |
| 日程第 6 | 議案第 1 号 | 農地法第 18 条の規定による合意解約通知の成立状況の確認について |
| 日程第 7 | 議案第 2 号 | 農地法第 3 条の規定による許可申請について |
| 日程第 8 | 議案第 3 号 | 農地法施行規則第 17 条の規定による別段面積（下限面積）の設定について |
| 日程第 9 | 議案第 4 号 | 農業経営基盤強化促進事業による利用権設定等申出について |
| 日程第 10 | 議案第 5 号 | 農用地利用集積計画作成要請について |
| 日程第 11 | 議案第 6 号 | 女性農業委員の登用に関する市町村目標及び取組計画の策定について |
| 日程第 12 | 議案第 7 号 | 農業経営基盤強化促進法に基づく「浜中町農業経営基盤強化促進基本構想」の変更について |
| 日程第 13 | 議案第 8 号 | 農業委員会職員の任免について |
| 日程第 14 | | 次回総会日程（予定）について |

事務局 長

第19回浜中町農業委員会総会の開会に先立ち、御報告申し上げます。

本日の会議の出席委員は、在任委員12名のところ12名であります。よって、浜中町農業委員会会議規則第8条の規定により、本日の総会が成立しておりますことを、御報告申し上げます。

それでは、開会にあたり会長より御挨拶をいただきます。

議 長

おはようございます。

雪解けも進み、春の足音が一步一步近づいてきております。コロナウイルスの感染状況も未だに収束に向かう目処が立たない現状の中、世界の中では戦争が続き、痛ましい状況が毎日テレビから流れてきております。このままいくと、経済の状況も今後どのようになっていくか案じられることばかりです。

今月は年度末ということもあり、町部局では機構改革もあり、多くの人事異動があります。本委員会でも異動があり、議案に提案させていただいております。

春に向けて今後現地調査等が予定されておりますので、雪解けを待ち、対応をお願いしたいと思います。

本日は議案8件を提案させていただいております。慎重審議をお願いして開会の挨拶とさせていただきます。

日程第3 議事録署名委員の指名を行います。

本日の会議の議事録署名委員は、浜中町農業委員会会議規則第70条の規定により、議長において、10番妹尾委員、11番阿部委員を指名いたします。

日程第4 会期の決定を議題とします。

本総会の会期は、本日1日としたいと思います。これに御異議ございませんか。

各 委 員

(異議なしの声)

議 長

異議なしと認めます。

よって、本総会の会期は、本日1日と決定いたしました。

日程第5 会務報告をいたします。事務局より報告させます。

事務局 長

(会務報告あるも省略)

議 長

事務局より報告が終わりました。

ただ今の会務報告を含め本日の議案関係以外で質問等があればこれを受けます。

各 委 員

(なしの声)

議 長

ないようなので、これで、会務報告を終了します。

日程第6 議案第1号 農地法第18条の規定による合意解約通知の成立状況の確認についてを議題とします。提案の理由を事務局より説明させます。

事務局 長

議案第1号 農地法第18条の規定による合意解約通知の成立状況の確認について、提案の理由及びその内容を御説明申し上げます。

農地法第18条第1項では、「農地又は採草放牧地の賃貸借の当事者は、政令で定めるところにより、都道府県知事の許可を受けなければ、賃貸借の解除、解約の申入れ、合意による解約をしてはならない。」と規定されており、同項第2号においては、「ただし、合意による解約が、土地を引き渡すこととなる日より6ヶ月以内前に成立し、その旨が書面において明らかである場合は、この限りでない。」とされており。また、同条第6項では、「その解約が行われた場合には、当事者は農林水産省令で定めるところにより、農業委員会に通知をしなければならない。」と規定されています。

本案は、4件の届出でございますが、

整理番号1は、茶内西〇線〇〇〇番地、〇〇〇〇氏が、〇〇〇〇氏より賃貸借していた土地の合意解約、

整理番号2は、茶内西〇〇線〇〇〇番地、〇〇〇〇氏が、〇〇〇〇氏より賃貸借していた土地の合意解約、

整理番号3は、円朱別西〇線〇〇番地〇、〇〇〇氏が、〇〇〇氏より賃貸借していた土地の合意解約、

整理番号4は、茶内栄〇〇番地、〇〇〇〇 〇〇〇〇が、〇〇〇氏より賃貸借していた土地の合意解約でございますが、それぞれこの度の解約により〇月上旬に土地の引き渡しが行われております。

以上、本案について提案理由の説明を申し上げましたが、概略につきましては、長島主事より説明させていただきますので、よろしくご審議くださるようお願いいたします。

長島主事

(説明あるも省略)

議長

事務局より提案理由の説明が終わりました。

これから、議案第1号の質疑を行います。本案については、整理番号3で〇番〇〇委員、整理番号4で〇番〇〇委員が、浜中町農業委員会会議規則第10条の規定により議事参与の制限に該当いたしますので先に整理番号1と2の審議を行いたいと思います。整理番号1について、質疑ありませんか。

各委員

(質疑なしの声)

議長

質疑なしと認めます。

次に、整理番号2の質疑を行います。質疑ありませんか。

各委員

(質疑なしの声)

議長

質疑なしと認めます。

次に、討論を省略し、議案第1号を採決いたします。お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

各 委 員

(異議なしの声)

議 長

異議なしと認めます。

よって、整理番号1は、原案のとおり可決されました。

次に、整理番号2を採決いたします。お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

各 委 員

(異議なしの声)

議 長

異議なしと認めます。

よって、整理番号2は、原案のとおり可決されました。

次に、整理番号3の質疑を行います。○番〇〇委員につきましては、浜中町農業委員会会議規則第10条の規定により議事参与の制限に該当いたしますので、ここで退席願います。

(〇〇委員退席)

それでは、これから、整理番号3について質疑を行います。質疑ありませんか。

各 委 員

(質疑なしの声)

議 長

質疑なしと認めます。

次に、討論を省略し、整理番号3を採決いたします。お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

各 委 員

(異議なしの声)

議 長

異議なしと認めます。

よって、整理番号3は、原案のとおり可決されました。

(〇〇委員入室)

次に、整理番号4の質疑を行います。○番〇〇委員につきましては、浜中町農業委員会会議規則第10条の規定により議事参与の制限に該当いたしますので、ここで退席願います。

(〇〇委員退席)

それでは、これから、整理番号4について質疑を行います。質疑ありませんか。

各 委 員

(質疑なしの声)

議 長

質疑なしと認めます。

次に、討論を省略し、整理番号4を採決いたします。お諮りします。
本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

各 委 員

(異議なしの声)

議 長

異議なしと認めます。
よって、整理番号4は、原案のとおり可決されました。

(宮崎委員入室)

日程第7 議案第2号 農地法第3条の規定による許可申請についてを議題と
します。提案の理由を事務局より説明させます。

事 務 局 長

議案第2号 農地法第3条の規定による許可申請について、提案の理由及びその
内容をご説明申し上げます。

農地法第3条第1項では、「農地又は採草放牧地について、所有権を移転し、又
は使用貸借権、賃貸借権若しくはその他の使用及び収益を目的とする権利を設定す
る場合には、政令で定めるところにより、当事者が農業委員会の許可を受けなけれ
ばならない。」とされております。

本案は、使用貸借による権利の設定3件、賃貸借による権利の設定7件、売買に
よる権利の移転1件、合計11件の許可申請でございますが、

整理番号1は、茶内西〇線〇〇〇番地、〇〇〇〇〇氏所有地〇筆、面積〇〇万〇、
〇〇〇.〇〇㎡に係るもので、この土地を後継者である息子の〇〇〇〇氏に使用貸
借による権利の設定、

次に整理番号2は、茶内西〇線〇〇〇番地、〇〇〇〇〇氏所有地〇〇筆、面積〇
〇万〇、〇〇〇㎡に係るもので、この土地を後継者である孫の〇〇〇〇氏に使用貸
借による権利の設定、

次に整理番号3は、茶内西〇線〇〇〇番地、〇〇〇〇〇氏所有地〇筆、面積〇万〇、
〇〇〇㎡に係るもので、この土地を茶内西〇線〇〇〇番地、〇〇〇〇氏に賃貸借に
よる権利の設定、

次に整理番号4は、茶内西〇線〇〇〇番地、〇〇〇〇〇氏所有地〇筆、面積〇万〇、
〇〇〇㎡に係るもので、この土地を茶内西〇線〇〇〇番地、〇〇〇〇氏に賃貸借に
よる権利の設定、

次に整理番号5の権利を移転する者は、姉別南〇線〇〇〇番地、〇〇〇〇〇氏、
対象地は姉別南〇線〇〇〇番〇ほか〇筆、面積〇〇万〇、〇〇〇㎡で、この土地を
姉別南〇線〇〇〇番地、〇〇〇〇氏に売買による権利の移転、

次に整理番号6は、厚陽〇〇〇番地、〇〇〇氏所有地〇筆、面積〇万〇、〇〇〇
㎡に係るもので、この土地を厚陽〇〇〇番地、〇〇〇〇氏に賃貸借による権利の設
定、

次に整理番号7は、根室市西〇〇〇〇番地〇、〇〇〇〇〇氏所有地〇筆、面積〇〇
万〇、〇〇〇㎡に係るもので、この土地を根室市西〇〇〇〇〇番地〇、〇〇〇〇氏
に賃貸借による権利の設定、

議長 ありがとうございます。
次に、整理番号6～7について、6番山下委員お願いします。

山下委員 整理番号6の〇〇〇氏の土地については、先ほど賃貸借の合意解約があり、〇〇〇〇氏に〇年の賃貸借をすることは特に問題ないと思います。
整理番号7の〇〇〇〇氏の土地については、〇〇〇〇氏は〇〇ですが、普通に営農経営をされているので、特に問題はないと思われます。

議長 ありがとうございます。
次に、整理番号8～9について、9番新井委員お願いします。

新井委員 整理番号8は〇〇〇〇さんが〇〇〇〇さんから経営移譲されて、今回〇〇さんと賃貸借になりますが、精力的に営農されているので、何の問題もないと思います。
整理番号9の〇〇〇〇さんは就農以来精力的にご夫婦で営農されているので、賃貸借することに問題ないと思います。以上です。

議長 ありがとうございます。
次に、整理番号10～11について、5番百々委員お願いします。

百々委員 整理番号10につきましては、〇〇牧場では息子の〇さんが就農されてから、いち早くフリーストール牛舎を建設するなどして、省力化により仕事の効率化を図って精力的に経営されております。よって許可することに問題はないと考えます。
整理番号11ですが、今回借りられる土地は〇〇さんの農地とは隣接されており、草地管理等も効率的に行われると思われるので、許可することに問題はないと考えます。以上です。

議長 ありがとうございます。
それでは、これから議案第2号の質疑を行います。本案については、整理番号9で〇番〇〇委員、整理番号10と11で〇番〇〇委員が、浜中町農業委員会会議規則第10条の規定により議事参与の制限に該当いたしますので、先に整理番号1～8の審議を行いたいと思います。まず、整理番号1について、質疑ありませんか。

各委員 (質疑なしの声)

議長 質疑なしと認めます。
次に、整理番号2の質疑を行います。質疑ありませんか。

各委員 (質疑なしの声)

議長 質疑なしと認めます。
次に、整理番号3の質疑を行います。質疑ありませんか。

各委員 (質疑なしの声)

議	長	質疑なしと認めます。 次に、整理番号4の質疑を行います。質疑ありませんか。
各	委員	(質疑なしの声)
議	長	質疑なしと認めます。 次に、整理番号5の質疑を行います。質疑ありませんか。
各	委員	(質疑なしの声)
議	長	質疑なしと認めます。 次に、整理番号6の質疑を行います。質疑ありませんか。
各	委員	(質疑なしの声)
議	長	質疑なしと認めます。 次に、整理番号7の質疑を行います。質疑ありませんか。
各	委員	(質疑なしの声)
議	長	質疑なしと認めます。 次に、整理番号8の質疑を行います。質疑ありませんか。
各	委員	(質疑なしの声)
議	長	質疑なしと認めます。 次に、討論を省略し、整理番号1～8を採決いたします。お諮りします。 整理番号1は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。
各	委員	(異議なしの声)
議	長	異議なしと認めます。 よって、整理番号1は、原案のとおり可決されました。 次に、整理番号2を採決いたします。お諮りします。 本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。
各	委員	(異議なしの声)
議	長	異議なしと認めます。 よって、整理番号2は、原案のとおり可決されました。 次に、整理番号3を採決いたします。お諮りします。 本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

各 委 員

(異議なしの声)

議 長

異議なしと認めます。

よって、整理番号3は、原案のとおり可決されました。

次に、整理番号4を採決いたします。お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

各 委 員

(異議なしの声)

議 長

異議なしと認めます。

よって、整理番号4は、原案のとおり可決されました。

次に、整理番号5を採決いたします。お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

各 委 員

(異議なしの声)

議 長

異議なしと認めます。

よって、整理番号5は、原案のとおり可決されました。

次に、整理番号6を採決いたします。お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

各 委 員

(異議なしの声)

議 長

異議なしと認めます。

よって、整理番号6は、原案のとおり可決されました。

次に、整理番号7を採決いたします。お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

各 委 員

(異議なしの声)

議 長

異議なしと認めます。

よって、整理番号7は、原案のとおり可決されました。

次に、整理番号8を採決いたします。お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

各 委 員

(異議なしの声)

議 長

異議なしと認めます。

よって、整理番号8は、原案のとおり可決されました。

次に、整理番号9の質疑を行います。○番〇〇委員につきましては、浜中町農業委員会会議規則第10条の規定により議事参与の制限に該当いたしますので、ここで退席願います。

(〇〇委員退席)

それでは、これから、整理番号9について質疑を行います。質疑ありませんか。

各 委 員 (質疑なしの声)

議 長 質疑なしと認めます。

次に、討論を省略し、整理番号9を採決いたします。お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

各 委 員 (異議なしの声)

議 長 異議なしと認めます。

よって、整理番号9は、原案のとおり可決されました。

(〇〇委員入室)

次に、整理番号10と11の質疑を行います。○番〇〇委員につきましては、浜中町農業委員会会議規則第10条の規定により議事参与の制限に該当いたしますので、ここで退席願います。

(〇〇委員退席)

それでは、これから、整理番号10について質疑を行います。質疑ありませんか。

各 委 員 (質疑なしの声)

議 長 質疑なしと認めます。

次に、整理番号11の質疑を行います。質疑ありませんか。

各 委 員 (質疑なしの声)

議 長 質疑なしと認めます。

次に、討論を省略し、整理番号10を採決いたします。お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

各 委 員 (異議なしの声)

議 長 異議なしと認めます。

よって、整理番号10は、原案のとおり可決されました。

次に、整理番号11を採決いたします。お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

各 委 員

(異議なしの声)

議 長

異議なしと認めます。

よって、整理番号11は、原案のとおり可決されました。

(〇〇委員入室)

日程第8 議案第3号 農地法施行規則第17条の規定による別段面積(下限面積)の設定についてを議題とします。提案の理由を事務局より説明させます。

事 務 局 長

議案第3号 農地法施行規則第17条の規定による別段面積(下限面積)の設定について、提案の理由及びその内容をご説明申し上げます。

農地法第3条第2項第5号では、「農地又は採草放牧地の権利を取得しようとする者が、その取得後に耕作する農地及び採草放牧地の面積の合計は、北海道では2ヘクタール、都府県では50アールに達しない場合、これを許可してはならない。」とされております。

これは、経営面積があまりに小さいと生産性が低く、効率的かつ安定的に農業経営が継続されないことが想定されるため、許可後に経営する農地面積が一定以上にならないと許可できないとするものでございます。

一方、平成21年改正の農地法では、「農業委員会が、農林水産省令で定める基準に従い、市町村の区域内の全部又は一部について、農地法で定める面積の範囲内で別段の面積を定め、これを公示したときは、その面積を下限面積として設定できる」こととしており、さらに、別段の面積を定めている・いないに関係なく、毎年一度、農業委員会総会で下限面積が適切かどうか検討し、その結果を市町村のホームページ等で公表することとなっております。

今回、検討していただく内容でございますが、

1点目は、「浜中町農業委員会として別段面積を設定しようとする場合には、設定しようとする面積未満の農地を経営する者の数が、総数の百分の四十を下回らないようにすること」、

2点目は、「新規就農を促進するために別段面積を設定する場合には、設定区域内に耕作の目的に供されていない農地が相当程度あり、かつ、2ヘクタール未満の農地を耕作する農家が増えたとしても、当該設定区域内における農業上の利用の確保に支障が生じるおそれがないこと」、

この2点を確認し、浜中町農業委員会として別段面積を定めるか、否かを決定していただくこととなりますが、

本町には、2020年の農林業センサスにおいて、2ヘクタール以上の農地を経営する農家は〇割を超えており、かつ農地法第30条に基づく利用状況調査の結果、町内に耕作の目的に供されていない農地は〇〇〇〇〇ため、農地法で定めている現行の別段面積(下限面積)2ヘクタールの変更は行わないということで、令和4年度の別段面積の設定をさせていただきたいと考えております。

以上、本案について提案の理由及びその内容をご説明申し上げましたが、概略につきましても農政係長より説明させますので、よろしくご審議くださるようお願いいたします。

農政係長 (説明あるも省略)

議長 事務局より提案理由の説明が終わりました。
これから、議案第3号の質疑を行います。質疑ありませんか。

各委員 (質疑なしの声)

議長 質疑なしと認めます。
次に、討論を省略し、議案第3号を採決いたします。お諮りします。
本案は、原案のとおり別段面積の設定は行わないということで御異議ありませんか。

各委員 (異議なしの声)

議長 異議なしと認めます。
よって、議案第3号は、原案のとおり可決されました。

日程第9 議案第4号 農業経営基盤強化促進事業による利用権設定等申出についてを議題とします。提案の理由を事務局より説明させます。

事務局長 議案第4号 農業経営基盤強化促進事業による利用権設定等申出について、提案の理由及びその内容をご説明申し上げます。

農業経営基盤強化促進法第15条第1項では、「農業委員会は、認定農業者若しくは認定就農者から、農用地について利用権の設定等を受けたい旨の申し出または農用地の所有者から利用権の設定等について、あつせんを受けたい旨の申出があった場合には、それらの申し出の内容を勘案して認定農業者または認定就農者に対して利用権の設定等が行われるよう、農用地の利用関係の調整に努めるものとする。」とされております。

本案は、売買2件、賃貸借1件による利用権設定の申出でございますが、
整理番号1は、茶内基線〇〇番地、〇〇〇氏より、所有農地〇筆、面積〇〇万〇、〇〇〇㎡について、売買による利用権の設定、
整理番号2は、姉別基線〇〇〇番地、〇〇〇〇氏より、所有農地〇〇筆、面積〇〇万〇、〇〇〇㎡について、売買による利用権の設定、
整理番号3は、茶内西〇線〇〇〇番地、〇〇〇氏より、所有農地〇〇筆、面積〇〇万〇、〇〇〇㎡について、賃貸借による利用権の設定申出でございますが、以上の調整に係る調整委員のご指名について審議をお願いするものでございます。

以上、本案について提案理由の説明を申し上げましたが、概略につきましては長島主事の方から説明させますのでよろしくご審議くださるようお願いいたします。

長 島 主 事 (説明あるも省略)

議 長 事務局より提案理由の説明が終わりました。
まず、本案について、質疑があれば受けたいと思います。質疑ありませんか。

各 委 員 (質疑なしの声)

議 長 質疑なしと認めます。
次に、討論を省略し、調整委員の指名を行います。お諮りします。
調整委員の選出については、議長からの指名ということにしたいと思います。
よろしいでしょうか。

各 委 員 (異議なしの声)

議 長 異議がないようですので、私の方からご指名させていただきます。
整理番号1につきましては、1番嵯峨委員、9番新井委員、10番妹尾委員にお願いしたいと思います。
整理番号2と3につきましては、農地部会の方々をお願いしたいと思います、よろしいでしょうか。

各 委 員 (異議なしの声)

議 長 異議なしと認めます。
それでは、ただいま指名した方々に調整をお願いいたします。

日程第10 議案第5号 農用地利用集積計画作成要請についてを議題とします。提案の理由を事務局より説明させます。

事 務 局 長 議案第5号 農用地利用集積計画作成要請について、提案の理由及びその内容を御説明申し上げます。

農業経営基盤強化促進法第15条第4項では、「農業委員会は、農用地の利用関係の調整の結果、利用権設定等促進事業の実施が必要であると認めるときは、農用地利用集積計画を定めるべきことを、町長に対し要請するものとする。」としております。

本案は利用権移転1件、賃貸借3件、合計4件の農用地利用集積計画書の作成要請でございますが、整理番号1の所有権を有する者は、茶内栄〇〇番地、〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇、対象地は円朱別西〇線〇〇番、〇筆、面積〇〇万〇〇〇〇m²の内〇〇万〇,〇〇〇.〇〇m²で、借受人である、円朱別西〇線〇〇番地〇、〇〇〇氏の経営移譲に伴い、後継者である〇〇〇氏に権利の移転を行おうとするものでございます。

次に整理番号2～4は、〇〇〇〇氏からの賃貸借でございますが、
整理番号2の対象地は茶内基線〇〇〇番ほか〇筆、面積〇〇万〇,〇〇〇㎡、
この土地を茶内東〇線〇〇〇番地、〇〇〇氏に賃貸借による権利の設定、
整理番号3の対象地は、茶内基線〇〇〇番ほか〇筆、面積〇万〇,〇〇〇㎡、
この土地を茶内西〇線〇〇〇番地〇、〇〇〇〇氏に賃貸借による権利の設定、
整理番号4の対象地は、茶内東〇線〇〇〇番、〇筆、面積〇万〇,〇〇〇㎡、
この土地を茶内西〇線〇〇〇番地〇、〇〇〇〇氏に賃貸借による権利の設定をしようとするものでございます。

以上、それぞれ関係者の同意により、新たな権利を設定し、農用地利用集積計画を定めるべく、町長に要請しようとするものであります。概略につきましては長島主事より説明させていただきますので、よろしく御審議くださるようお願いいたします。

なお、本案については、議案関係資料の調査書のとおり、農業経営基盤強化促進法第18条第3項第1号から第4号のそれぞれの要件を満たしておりますことを申し添えいたします。

長 島 主 事 (説明あるも省略)

議 長 事務局より提案理由の説明が終わりました。
これから、議案第5号の質疑を行います。本案については、整理番号1で〇番〇〇委員、〇番〇〇委員、整理番号2で〇番〇〇委員が、浜中町農業委員会会議規則第10条の規定により、議事参与の制限に該当いたしますので、先に整理番号3～4の審議を行いたいと思います。まず、整理番号3について、質疑ありませんか。

各 委 員 (質疑なしの声)

議 長 質疑なしと認めます。
次に、整理番号4の質疑を行います。質疑ありませんか。

各 委 員 (質疑なしの声)

議 長 質疑なしと認めます。
次に、討論を省略し、整理番号3～4を採決いたします。お諮りします。
整理番号3は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

各 委 員 (異議なしの声)

議 長 異議なしと認めます。
よって、整理番号3は、原案のとおり可決されました。
次に、整理番号4を採決いたします。お諮りします。
本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

各 委 員

(異議なしの声)

議 長

異議なしと認めます。

よって、整理番号4は、原案のとおり可決されました。

次に、整理番号1の質疑を行います。○番○○委員、○番○○委員につきましては、浜中町農業委員会会議規則第10条の規定により議事参与の制限に該当いたしますので、ここで退席願います。

(○○委員退席) (○○委員退席)

それでは、これから、整理番号1について質疑を行います。質疑ありませんか。

各 委 員

(質疑なしの声)

議 長

質疑なしと認めます。

次に、討論を省略し、整理番号1を採決いたします。お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

各 委 員

(異議なしの声)

議 長

異議なしと認めます。

よって、整理番号1は、原案のとおり可決されました。

(○○委員入室) (○○委員入室)

次に、整理番号2の質疑を行います。○番○○委員につきましては、浜中町農業委員会会議規則第10条の規定により議事参与の制限に該当いたしますので、ここで退席願います。

(○○委員退席)

それでは、これから、整理番号2について質疑を行います。質疑ありませんか。

各 委 員

(質疑なしの声)

議 長

質疑なしと認めます。

次に、討論を省略し、整理番号2を採決いたします。お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

各 委 員

(異議なしの声)

議 長

異議なしと認めます。

よって、整理番号2は、原案のとおり可決されました。

(〇〇委員入室)

日程第11 議案第6号 女性農業委員の登用に関する市町村目標及び取組計画の策定についてを議題とします。提案の理由を事務局より説明させます。

事務局 長

議案第6号 女性農業委員の登用に関する市町村目標及び取組計画の策定について、提案の理由及びその内容をご説明申し上げます。

本案については、令和〇年〇月〇日付け釧農務第〇〇〇〇号で「農業委員への女性登用の推進に向けた具体的取組について」という標題で〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇より策定依頼があったものですが、策定に至ることとなった経過について、説明いたします。

令和2年12月25日に閣議決定された第5次男女共同参画基本計画では、農業委員に占める女性の割合に関する成果目標が定められ、①農業委員会において女性の委員が登用されていない組織数を令和7年度までに0にすること、②農業委員に占める女性の割合を早期に20%とし、更に令和7年度までに30%を目指すことが新たな目標として定められました。

これを受け、成果目標の達成に向けて、都道府県、市町村及び農業委員会において取り組むべき事項が農林水産省より定められ、具体的な取組として、農業委員会は、農業委員に占める女性委員の割合の目標（市町村目標）を設定するとともに、女性登用の推進のための取組計画（市町村計画）を策定し、取組状況について、毎年報告することとなりました。

策定する市町村目標及び取組計画については、総会での議決を経る必要があることから、この度提案させていただいた次第でございます。

以上、提案の理由をご説明申し上げましたが、概要につきましては、農政係長より説明させますので、よろしく御審議くださるようお願いいたします。

農政係 長

(説明あるも省略)

議 長

事務局より提案理由の説明が終わりました。

これから、議案第6号の質疑を行います。質疑ありませんか。

11番、阿部委員。

阿部委員

今現在私の方は中立の立場で農業委員をさせていただいている。中立の立場は今のところ〇名ですが、それを例えば〇名にするのは考えているのか。

事務局 長

中立委員さんについても積極的に女性の登用を考えておりますので、意欲のある人については積極的に応募していただきたいと考えております。

議 長

他に質疑ありませんか。

10番、妹尾委員。

妹尾委員 来年改選ですが、女性〇名の登用は来年からするというので決まりなのか。

事務局長 目標という形で、強制的なものではないが、国の目標としては女性委員が現在いる浜中でいうと30%を超えるためには物理的に〇名必要ということで、〇名は目指しますけれども、必ず〇名いかなければならないものではありません。

妹尾委員 実際に〇名出す具体策は何一つないのか。

事務局長 前回の経過を言うと産業団体の方には働きかけはしましたが、具体的に各地区に出してくださいとまではいけないと思いますので、候補者いませんかということの洗い出しはPRしていかなければならないと思っております。

議長 現実の中では、中々今女性農業委員がいないところがあるものから、国としてはそれを何とか女性登用ということで広げていこうとしている流れの一つだと思います。浜中の女性登用については管内含めて早い方でした。

今回策定するものはあくまでも目標ということで、最終的に国に報告しなければならない案件であります。

改選までの日程につきましてはそんなに時間がないものですから、来年に向けて、それなりに準備を進めていかなければなりません。順次進めていきたいと思えます。他に質疑ありませんか。

各委員 (質疑なしの声)

議長 質疑なしと認めます。

次に、討論を省略し、議案第6号を採決いたします。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

各委員 (異議なしの声)

議長 異議なしと認めます。

よって、議案第6号は、原案のとおり可決されました。

日程第12 議案第7号 農業経営基盤強化促進法に基づく「浜中町農業経営基盤強化促進基本構想」の変更についてを議題とします。

提案の理由を事務局より説明させます。

事務局長 議案第7号 農業経営基盤強化促進法に基づく「浜中町農業経営基盤強化促進基本構想」の変更について、提案の理由及びその内容をご説明申し上げます。

本案については、令和〇年〇月〇日付けで農業経営基盤強化促進法に基づく「浜中町農業経営基盤強化促進基本構想」の変更についてという標題で町長より意見照会があったものですが、農業経営基盤強化促進法施行規則第2条の規定では、「市町村が法第6条第1項の規定により基本構想を定めようとするときは、当該市町村

の長は、農業委員会及び農業協同組合の意見を聴かなければならない。」とされており、同施行規則第7条において、基本構想の変更についても準用すると規定されております。

都道府県が定める農業経営基盤強化促進基本方針は、農業経営基盤強化促進法施行令第1条の規定により、おおむね5年ごとに、その後の10年間につき定めるものとされており、北海道においては、これまでの基本方針について、令和〇〇年度を目標年度として所要の見直しを行い、令和〇年〇月に公表したところでございます。

また、市町村が定める農業経営基盤強化促進基本構想は、同法第6条第3項の規定により、基本方針に即するものとされていることから、本町の基本構想についても、あわせて見直しをしようとするものでございますが、見直しの期限が、令和〇年〇月末を目処に公告する予定とされておりますので、この度提案させていただいた次第でございます。

基本構想の変更案について意見を求められた本委員会といたしましては、総会において、変更案について適正であるか否かの協議をし、その結果を町長に報告することとなっております。

以上、提案の理由をご説明申し上げましたが、概要につきましては、農政係長より説明させていただきますので、よろしく御審議くださるようお願いいたします。

農政係長 (説明あるも省略)

議長 事務局より提案理由の説明が終わりました。
これから、議案第7号の質疑を行います。質疑ありませんか。
1番、嵯峨委員。

嵯峨委員 別冊の資料で浜中町の位置と面積のところが変わっているが、東西や南北の長さは、どうしてこんなに極端に変わったのか。測り方の違いなのか？

農政係長 町担当者に聞いたところ、今までの5年前の出し方が今回のものと違って、備考欄に記載されている新浜中町史から抜粋して数値を修正して出したようですので、それ以上の詳しい話は町サイドから聞いておりません。他の資料との整合性を図ったものと思いますが、測り方の違いだと思います。

議長 他に質疑ありませんか。

各委員 (質疑なしの声)

議長 質疑なしと認めます。
次に、討論を省略し、議案第7号を採決いたします。お諮りします。
本案は、原案のとおり適正であると判断することに御異議ありませんか。

各委員 (異議なしの声)

議 長

異議なしと認めます。

よって、議案第7号は、原案のとおり適正であると判断し、その旨を記載した回答書を町長に送付することに決定いたしました。

日程第13 議案第8号 農業委員会職員の任免についてを議題とします。

提案の理由を事務局より説明させます。

事務局 長

議案第8号 農業委員会職員の任免について、提案の理由及びその内容をご説明申し上げます。

農業委員会職員は、一般職たる地方公務員であり、農業委員会等に関する法律の規定を受けるほか、その身分取扱処遇等については地方公務員法の適用を受けるものとなっております。

本案は、農業委員会等に関する法律第26条第3項の規定に基づき、職員の任免を受けようとするものでありますが、町の人事異動に伴い、事務局長 ○○○○、農政係長 ○○○○の浜中町への出向と、町部局より○○○○○と○○○○○を農業委員会職員として採用させる旨の申し出が、町長からありました。

この度採用する○○○○○につきましても、現在、○○○○○の職にありますが、この度農業委員会職員に任命の上、事務局長に発令しようとするものでございます。また、○○○○○につきましても、現在、町の○○課 ○○○○係長の職にありますが、同じく農業委員会職員に任命の上、農政係長に発令しようとするものでございます。発令月日につきましては、それぞれ4月1日付けでございます。

以上、提案の理由及び内容についてご説明申し上げましたが、任免事項については長島主事に朗読させますので、よろしくご審議くださるようお願いいたします。

長 島 主 事

(任免事項朗読あるも省略)

議 長

事務局より提案理由の説明が終わりました。

これから、議案第8号の質疑を行います。質疑ありませんか。

各 委 員

(質疑なしの声)

議 長

質疑なしと認めます。

次に、討論を省略し、議案第8号を採決いたします。お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

各 委 員

(異議なしの声)

議 長

異議なしと認めます。

よって、議案第8号は、原案のとおり可決されました。

日程第14 次回総会日程についてを議題とします。事務局より提案させます。

事務局長 次回総会日程につきましては、4月27日、水曜日、午前10時からを提案いたします。

議長 事務局より提案がありましたが、次回総会日程については、4月27日、水曜日、午前10時からということでしょうか。

各委員 (異議なしの声)

議長 異議がないようなので、次回総会日程については、4月27日、水曜日、午前10時からに決定いたしました。

以上で、本総会に附議された案件は全部終了いたしました。
これで、第19回浜中町農業委員会総会を終了いたします。
ご苦労さまでした。

閉会時刻 午前11時25分

上記会議の顛末を記載し相違なき事を証するため署名捺印する。

浜中町農業委員会 会長 白川英之

浜中町農業委員会 10番 妹尾伸二

浜中町農業委員会 11番 阿部栄子